



# 島根県報

令和3年11月2日（火）

第 257 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

漁船法施行細則の一部を改正する規則	(水 産 課)	2
遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	( 〃 )	2
島根県工事検査規則の一部を改正する規則	(技 術 管 理 課)	3

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(高 齢 者 福 祉 課)	3
保安林の指定	(森 林 整 備 課)	4
公有水面埋立免許の出願	(港 湾 空 港 課)	4
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	8

### 【公企規程】

島根県企業局職員宿舍管理規程の一部を改正する規程	(企 業 局 総 務 課)	9
--------------------------	---------------	---

### 【選管告示】

不在者投票を行うことができる施設の名称の変更		11
------------------------	--	----

## 公布された条例等のあらまし

### ◇漁船法施行細則の一部を改正する規則（規則第127号）

#### 1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第5号・様式第6号・様式第8号・様式第10号・様式第11号・様式第14号—様式第17号関係）

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第128号）

#### 1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第6号関係）

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇島根県工事検査規則の一部を改正する規則（規則第129号）

#### 1 規則の概要

- (1) 行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第2号・様式第4号・様式第5号関係）
- (2) その他規定の整理

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規 則

漁船法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月2日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第127号

漁船法施行細則の一部を改正する規則

漁船法施行細則（昭和39年島根県規則第75号）の一部を次のように改正する。

様式第5号、様式第6号、様式第8号、様式第10号、様式第11号及び様式第14号から様式第17号までの様式中「㊟」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の漁船法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

---

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月2日

---

**島根県規則第128号**

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第26号）の一部を次のように改正する。

様式第6号中「㊟」を削る。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

---

島根県工事検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月2日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第129号**

島根県工事検査規則の一部を改正する規則

島根県工事検査規則（昭和38年島根県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「立合い」を「立会い」に改め、同条中「請負者、」を「受注者、」に、「請負者等」を「受注者等」に、「立ち合わなければ」を「立ち会わなければ」に改め、同条ただし書中「立会」を「立会い」に、「竣工検査」を「竣<sup>しゆん</sup>工検査」に改める。

第6条中「請負者等」を「受注者等」に改める。

第8条から第10条まで、第14条第1項及び第15条第1項中「請負者」を「受注者」に改める。

様式第2号中「請負者」を「受注者」に改め、「㊟」を削る。

様式第3号中「請負者側立会者」を「受注者側立会者」に、「請負者 様」を「受注者 様」に、「請負者 ㊟」を「受注者 ㊟」に改める。

様式第4号及び様式第5号中「請負者」を「受注者」に改め、「㊟」を削る。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の島根県工事検査規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

---

**告 示****島根県告示第655号**

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条第2号の規定により告示する。

令和3年11月2日

島根県知事 丸 山 達 也

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	辞退年月日
山崎 一成	介護療養型医療施設 山崎病院	江津市江津町813-1	令和3年10月31日

**島根県告示第656号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和3年11月2日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 保安林の所在場所

松江市八雲町東岩坂2822、2823

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第657号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和3年11月2日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 出願人

島根県 代表者 島根県知事 丸山 達也

## 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 埋立区域

## ア 位置

## A区域

島根県浜田市熱田町1679番から同1671番2を経て同1665番2に至る間の土地に接する国有海浜地の地先公有水面

## B区域

島根県浜田市熱田町785番2に接する道に接する国有海浜地から同782番に接する道を経て同2076番に至る間の地先公有水面

## イ 区域

## A区域

次の1の地点と8の地点までを順次結んだ線及び1の地点と8の地点とを結ぶ令和2年の秋分の満潮位（TP+0.54m）における公有水面と国有海浜地との境界線により囲まれた区域

基準点 島根県浜田市熱田町1253番3 四等三角点「神田平」（北緯34度52分04.2774秒、東経132度03分14.1059秒）

- 1の地点 基準点から323度51分58秒、443.48メートルの地点
- 2の地点 1の地点から81度10分56秒、5.54メートルの地点
- 3の地点 2の地点から80度44分50秒、3.73メートルの地点
- 4の地点 3の地点から170度27分44秒、0.37メートルの地点
- 5の地点 4の地点から80度33分43秒、156.24メートルの地点
- 6の地点 5の地点から350度36分48秒、0.37メートルの地点
- 7の地点 6の地点から80度33分40秒、17.65メートルの地点
- 8の地点 7の地点から80度18分27秒、5.24メートルの地点

## B区域

次の9の地点と21の地点までを順次に結んだ線、21の地点と22の地点とを結ぶ令和2年の秋分の満潮位（TP+0.54m）における公有水面と陸地との境界線及び9の地点と22の地点とを結ぶ令和2年の秋分の満潮位における公有水面と国有海浜地との境界線により囲まれた区域

基準点 島根県浜田市熱田町1253番3 四等三角点「神田平」（北緯34度52分04.2774秒、東経132度03分14.1059秒）

- 9の地点 基準点から21度33分32秒、565.11メートルの地点
- 10の地点 9の地点から48度28分51秒、15.06メートルの地点
- 11の地点 10の地点から46度44分18秒、9.79メートルの地点
- 12の地点 11の地点から45度00分45秒、9.63メートルの地点
- 13の地点 12の地点から42度58分10秒、10.24メートルの地点
- 14の地点 13の地点から41度00分06秒、9.36メートルの地点
- 15の地点 14の地点から39度04分47秒、19.75メートルの地点
- 16の地点 15の地点から38度16分15秒、5.84メートルの地点
- 17の地点 16の地点から30度20分35秒、14.28メートルの地点
- 18の地点 17の地点から30度20分31秒、20.19メートルの地点
- 19の地点 18の地点から30度20分52秒、1.58メートルの地点
- 20の地点 19の地点から300度59分55秒、1.98メートルの地点
- 21の地点 20の地点から30度20分38秒、4.66メートルの地点
- 22の地点 21の地点から200度01分21秒、71.07メートルの地点

## ウ 面積

A区域 1,560.58平方メートル  
 B区域 1,070.52平方メートル  
 合計 2,631.10平方メートル

## (2) 埋立てに関する工事の施行区域

## ア 位置

## A区域

島根県浜田市熱田町1680番から同1671番2を経て同1666番に至る間の土地に接する国有海浜地、同1674番1、同1673番及び同1671番2の地内並びに同1680番から同1671番2を経て同1666番に至る間の土地に接する国有海浜地の

地先公有水面

B区域

島根県浜田市熱田町801番17、同785番2、同801番17と同785番2に接する道、同801番17から同785番2を経て同782番に接する道に接する国有海浜地、同782番、同782番に接する道、同782番から同2076番を経て同2078番に至る間の土地に接する道、同2076番及び同2078番の地内並びに同801番17に接する道に接する国有海浜地から同782番に接する道を経て同2078番に至る間の地先公有水面

イ 区域

A区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とヲの地点とを結んだ線により囲まれた区域

基準点 島根県浜田市熱田町1253番3 四等三角点「神田平」(北緯34度52分04.2774秒、東経132度03分14.1059秒)

アの地点 基準点から321度41分08秒、434.35メートルの地点  
 イの地点 アの地点から352度25分06秒、92.22メートルの地点  
 ウの地点 イの地点から90度18分51秒、46.50メートルの地点  
 エの地点 ウの地点から82度38分48秒、20.55メートルの地点  
 オの地点 エの地点から78度16分25秒、60.72メートルの地点  
 カの地点 オの地点から73度50分28秒、77.41メートルの地点  
 キの地点 カの地点から169度05分39秒、92.00メートルの地点  
 クの地点 キの地点から255度28分20秒、0.31メートルの地点  
 ケの地点 クの地点から256度06分27秒、1.74メートルの地点  
 コの地点 ケの地点から255度52分15秒、17.20メートルの地点  
 サの地点 コの地点から255度42分20秒、13.30メートルの地点  
 シの地点 サの地点から260度07分07秒、20.66メートルの地点  
 スの地点 シの地点から248度29分59秒、5.51メートルの地点  
 セの地点 スの地点から247度17分08秒、0.70メートルの地点  
 ソの地点 セの地点から247度55分41秒、1.38メートルの地点  
 タの地点 ソの地点から191度58分46秒、4.16メートルの地点  
 チの地点 タの地点から200度40分06秒、1.97メートルの地点  
 ツの地点 チの地点から221度10分45秒、2.43メートルの地点  
 テの地点 ツの地点から230度04分40秒、1.45メートルの地点  
 トの地点 テの地点から237度25分47秒、1.38メートルの地点  
 ナの地点 トの地点から250度24分07秒、5.47メートルの地点  
 ニの地点 ナの地点から261度54分29秒、2.33メートルの地点  
 ネの地点 ニの地点から261度03分58秒、5.47メートルの地点  
 ノの地点 ネの地点から266度42分00秒、3.54メートルの地点  
 ハの地点 ノの地点から266度39分58秒、10.01メートルの地点  
 ヒの地点 ハの地点から266度56分44秒、10.04メートルの地点  
 ヒの地点 ハの地点から265度27分15秒、0.90メートルの地点  
 フの地点 ヒの地点から262度04分44秒、2.48メートルの地点  
 への地点 フの地点から261度08分14秒、2.36メートルの地点  
 ホの地点 への地点から258度35分33秒、3.45メートルの地点  
 マの地点 ホの地点から262度00分07秒、4.23メートルの地点

ミの地点 マの地点から264度04分13秒、3.90メートルの地点  
 ムの地点 ミの地点から173度07分51秒、2.67メートルの地点  
 メの地点 ムの地点から265度38分14秒、7.69メートルの地点  
 モの地点 メの地点から356度28分30秒、2.93メートルの地点  
 ヤの地点 モの地点から323度00分33秒、1.14メートルの地点  
 ユの地点 ヤの地点から265度46分02秒、9.85メートルの地点  
 ヨの地点 ユの地点から268度07分31秒、5.29メートルの地点  
 ラの地点 ヨの地点から269度36分31秒、1.03メートルの地点  
 リの地点 ラの地点から262度07分49秒、9.98メートルの地点  
 ルの地点 リの地点から263度33分19秒、13.03メートルの地点  
 レの地点 ルの地点から263度32分44秒、8.86メートルの地点  
 ロの地点 レの地点から264度33分17秒、8.36メートルの地点  
 ワの地点 ロの地点から265度26分02秒、10.69メートルの地点  
 フの地点 ワの地点から265度24分24秒、7.97メートルの地点

## B区域

次の各地点を順次に結んだ線及びビンの地点とカ'の地点とを結んだ線により囲まれた区域

基準点 島根県浜田市熱田町1253番3 四等三角点「神田平」(北緯34度52分04.2774秒、東経132度03分

14.1059秒)

ンの地点 基準点から22度44分45秒、547.61メートルの地点  
 あの地点 ンの地点から320度17分53秒、70.57メートルの地点  
 いの地点 あの地点から59度38分25秒、21.12メートルの地点  
 うの地点 いの地点から51度00分46秒、45.63メートルの地点  
 えの地点 うの地点から31度18分58秒、81.66メートルの地点  
 おの地点 えの地点から128度14分29秒、63.98メートルの地点  
 かの地点 おの地点から218度34分52秒、11.94メートルの地点  
 きの地点 かの地点から216度27分30秒、6.29メートルの地点  
 くの地点 きの地点から212度19分59秒、11.48メートルの地点  
 けの地点 くの地点から208度24分53秒、12.25メートルの地点  
 この地点 けの地点から200度37分49秒、12.18メートルの地点  
 さの地点 この地点から201度06分26秒、20.62メートルの地点  
 しの地点 さの地点から192度38分33秒、14.91メートルの地点  
 すの地点 しの地点から196度09分28秒、9.93メートルの地点  
 せの地点 すの地点から190度10分26秒、0.86メートルの地点  
 その地点 せの地点から277度55分19秒、7.98メートルの地点  
 たの地点 その地点から203度05分46秒、1.98メートルの地点  
 ちの地点 たの地点から293度18分04秒、0.22メートルの地点  
 つの地点 ちの地点から329度46分41秒、0.36メートルの地点  
 ての地点 つの地点から240度46分02秒、0.50メートルの地点  
 との地点 ての地点から230度40分39秒、0.73メートルの地点  
 なの地点 との地点から329度17分01秒、6.60メートルの地点  
 にの地点 なの地点から309度43分20秒、0.79メートルの地点  
 ぬの地点 にの地点から248度17分24秒、1.86メートルの地点

ねの地点 ぬの地点から196度29分17秒、3.90メートルの地点  
のの地点 ねの地点から312度46分09秒、7.52メートルの地点  
はの地点 のの地点から224度23分31秒、1.20メートルの地点  
ひの地点 はの地点から223度52分51秒、11.91メートルの地点  
ふの地点 ひの地点から134度22分30秒、0.19メートルの地点  
への地点 ふの地点から224度14分06秒、0.90メートルの地点  
ほの地点 への地点から314度24分34秒、0.21メートルの地点  
まの地点 ほの地点から225度13分42秒、0.18メートルの地点  
みの地点 まの地点から138度14分47秒、0.91メートルの地点  
むの地点 みの地点から225度38分40秒、12.07メートルの地点  
めの地点 むの地点から232度30分26秒、0.37メートルの地点  
もの地点 めの地点から141度47分13秒、3.75メートルの地点  
やの地点 もの地点から52度57分03秒、0.13メートルの地点  
ゆの地点 やの地点から142度40分19秒、0.90メートルの地点  
よの地点 ゆの地点から232度40分19秒、0.90メートルの地点  
らの地点 よの地点から322度54分06秒、0.20メートルの地点  
りの地点 らの地点から232度31分50秒、0.46メートルの地点  
るの地点 りの地点から137度27分11秒、0.58メートルの地点  
れの地点 るの地点から227度31分14秒、2.38メートルの地点  
ろの地点 れの地点から272度31分53秒、1.25メートルの地点  
わの地点 ろの地点から233度24分09秒、3.16メートルの地点  
をの地点 わの地点から143度21分36秒、0.20メートルの地点  
んの地点 をの地点から233度21分34秒、0.90メートルの地点  
ア'の地点 んの地点から323度18分05秒、0.20メートルの地点  
イ'の地点 ア'の地点から233度24分27秒、8.88メートルの地点  
ウ'の地点 イ'の地点から235度40分51秒、4.65メートルの地点  
エ'の地点 ウ'の地点から145度59分33秒、0.30メートルの地点  
オ'の地点 エ'の地点から235度51分43秒、1.10メートルの地点  
カ'の地点 オ'の地点から325度53分08秒、0.30メートルの地点

#### ウ 面積

A区域 18,918.85平方メートル

B区域 10,262.87平方メートル

合計 29,181.72平方メートル

#### 3 埋立地の用途

道路用地

#### 4 出願の年月日

令和3年10月22日

#### 5 縦覧場所

島根県土木部港湾空港課、浜田港湾振興センター及び浜田市役所



急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年11月2日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 区域の名称 栗坪
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から6号までを順次に結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
松江市東出雲町須田1885番	1号及び6号
〃 507番7	2号
〃 507番2	3号
〃 512番	4号
〃 515番	5号

## 島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局職員宿舍管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年11月2日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県公営企業管理規程第9号

島根県企業局職員宿舍管理規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員宿舍管理規程（昭和60年島根県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

様式第1号の2中「㊟」を削る。

様式第2号を次のように改める。

## 様式第2号（第5条関係）

## 宿 舎 貸 与 申 請 書

年 月 日

管理者

様

申請者 新（現）所属 \_\_\_\_\_（電話 \_\_\_\_\_ 番）  
 旧所属名 \_\_\_\_\_（電話 \_\_\_\_\_ 番）  
 職氏名 \_\_\_\_\_ 男・女  
 現住所 \_\_\_\_\_

宿舍の貸与を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 入居希望（該当するものに○印を付けること。）  
 第1希望 ア 単身宿舍 イ 世帯宿舍  
 第2希望 ア 単身宿舍 イ 世帯宿舍

- 2 収入の状況

給料月額 \_\_\_\_\_ 級 \_\_\_\_\_ 号給 \_\_\_\_\_ 円  
 扶養手当額 \_\_\_\_\_ 円  
 合 計 \_\_\_\_\_ 円

- 3 入居予定家族の状況

- ① 有 ② 無（ア 単身 イ 独身）

続 柄	年 齢	職業の有無	月 収
本 人		_____	円
		(合 計)	円

- 4 貸与申請をする理由（具体的に記入すること。）

- 5 現住居の状況（異動に伴う申請については記入不要）

*住居の種別	ア 借家（アパート等を含む。）	イ 間借（下宿を含む。）
	ウ 同居	エ その他（ _____ ）
*家賃（月額）	円	

- 6 自動車の帯同状況

- ① 有（ア 普通自動車 イ 軽自動車） ② 無

様式第3号中「㊟」、「(寮)」及び「(室)」を削り、同様式の(注)中「9～9」を「999999」に改める。

様式第3号の2中「㊟」及び「(寮)」を削り、「使用年月日」を「使用開始年月日」に改める。

様式第4号中「㊟」を削る。

様式第5号中「所属名」を「職氏名」に改め、「㊟」を削り、「修繕を受けたく、下記のとおりお願いします」を「所属名」「職氏名」「電話番号」

下記のとおり修繕を受けたいので願います」に改め、同様式の(注)中「、面積、枚数等で測定できるものは、なるべく詳細に記入すること」を「、数量を明らかにし、必要に応じて図面等を添付すること」に改める。

様式第5号の2中「所属名」を「所属名」「職氏名」に改め、「㊟」を削る。

様式第5号の4中「㊟」及び「(寮)」を削る。

様式第6号中「㊟」、「(寮)」及び「(室)」を削り、同様式の(注)を次のように改める。

(注) 1 太枠は記入しないこと。

2 職員番号のない人は、職員番号欄に999999を記入すること。

様式第7号中「㊟」を削り、「事由」を「理由」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の島根県企業局職員宿舍管理規程の規定により作成した用紙でこの規程の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

### 島根県選挙管理委員会告示第64号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

令和3年11月2日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

変更のあった施設

施設の名称及び所在地		変更事項	変 更 後
名 称	所 在 地		
医療法人沖繩徳洲会出雲徳洲会病院	出雲市斐川町直江3964-1	施設の名称	医療法人徳洲会出雲徳洲会病院
医療法人沖繩徳洲会介護老人保健施設出雲徳洲苑	出雲市斐川町直江3964-1	施設の名称	医療法人徳洲会介護老人保健施設出雲徳洲苑